

入 札 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和 2 年 2 月 1 3 日

石垣市長 中山 義隆



1 入札対象業務

- (1) 業 務 名 : 石垣市新庁舎サーバー室構築業務委託
- (2) 業務場所 : 石垣市字真栄里地内（新市庁舎建設地内）
- (3) 期 間 : 契約締結日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 業務概要 : サーバー室関連 ICT 及びファシリティ各種設計
サーバーラック及び付属品設置業務
電気設備関連（無停電電源装置等）
電源設備関連
空調設備（室内機、室外機）
内装（二重床、天井組み立て及び仕上げ）
その他運用管理環境

(5) 予定価格 : 1 3 4, 2 0 0, 0 0 0 円（消費税抜き）

(6) 最低制限価格 : なし

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び市県民税の滞納がないこと。
- (3) 県内の国、県及び市町村が発注する本調達と同様の対象業務に対して、契約主体として構築、運用実績を有していること。
- (4) 県内に問い合わせ、サポートが可能な拠点があること。
- (5) 以下の認証を受けていること。
 - ア IS09001 認証または同等水準と認められる資格。
 - イ IS020001 認証または同等水準と認められる資格。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から落札決定日までの期間に、沖縄県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。

- (8) 入札に参加しようとする者は、他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、石垣市指名競争契約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

3 入札参加資格の確認

本工事の入札参加希望者は、3に掲げる事項について資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、一般競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（1）、（2）

イ 会社概要（様式1）

ウ 商業登記簿謄本の写し

エ 国税及び視県民税の納税証明書の写し

オ 業務実績書（様式2）

カ 連携協力事業者調書（様式3）

キ 各認証登録書等の写し（IS09001/IS020001）

ク 秘密保持誓約書（様式4）

- (2) 提出期間 : 令和2年2月13日（木）～令和2年2月27日（木）

午前9時00分～午後5時00分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）

- (3) 提出場所 : 石垣市 総務部 新庁舎建設室（窓口）

- (4) 提出方法 : 上記申請書等を持参するか、郵送（提出期限当日消印有効）により提出すること。（郵送する場合は契約管財課に事前に問い合わせること。）

- (5) 入札参加資格の確認結果の通知 : 令和2年2月28日（金）（予定）

結果通知は、石垣市 総務部 新庁舎建設室より郵送にて通知する。

(6) 苦情申し立て

入札参加資格が無いと認められた者は、契約担当者に対してその理由について次により説明を求めることができる。

契約担当者は、説明を求められた日から5日以内（土日除く）に説明を求めた者に対して書面をもって回答する。

ア 提出期限 : 令和2年3月3日（火）

イ 提出場所 : 石垣市 総務部 新庁舎建設室

ウ 提出方法 : 書面（様式自由）を持参するか、郵送（提出期限当日消印有効）により提出すること。（郵送する場合は新庁舎建設室に事前に問い合わせること。）

4 入札手続き等

(1) 設計図書の配布

期 間 : 令和2年2月13日（木）～令和2年3月5日（木）

配布方法 : 石垣市ホームページからダウンロード
（トップページ→各課一覧→総務部→新庁舎建設室）

問い合わせ : 石垣市 総務部 新庁舎建設室

電話 0980-87-0023

(2) 入札日時 : 令和2年3月5日（木） 午前11時00分

(3) 入札場所 : 石垣港湾ターミナルビル 2階 検査室
（郵便及び電報等による入札は認めないので指定日時に指定場所に集合すること。）

(4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 業務費内訳書の提出

ア 入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を提出すること。

イ 業務費内訳書の様式は自由であるが、作成年月日、業務名称、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、業種ごとに数量、単価及び金額を明らかにし代表者印を押印すること。

ウ 業務費内訳書は返却しない。

エ 業務費内訳書の提出日は、入札当日とする。

オ 業務費内訳書を提出しない場合、入札に参加できない。

(6) 入札に関する注意事項

ア 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

イ 入札書、委任状には、「業務名」及び「業務場所」について、この公告の記載に従い記入すること。

- ウ 委任を受けた代理人が入札を行う場合、委任状の提出がないと入札に参加することはできない。
- エ 申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合は入札締め切り日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。
- オ 入札参加資格を確認された者であっても、確認後に沖縄県、石垣市の指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

5 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
 - ア 入札者が同一業務に対し、2通以上の入札をしたとき。
 - イ 入札に関し談合又はその他不正行為があったとき。
 - ウ 入札書に記名押印がないとき。
 - エ 入札書に誤字、脱字等で記載事項が確認できないとき。
 - オ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
 - カ 入札書の表記金額を訂正した入札をしたとき。
 - キ 業務費内訳書の提出がない場合。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、資格確認申請書及び資格確認資料に虚偽の申請をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格調書内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 同額の入札をした者が2人以上ある場合はくじによって落札者を決定する。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金・・・免除
(ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として見積金額の100分の5を石垣市に納付しなければならない。)
- (2) 契約保証金・・・免除
(ただし、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合、損害賠償金として契約金額の100分の10を石垣市に納付しなければならない。)

8 その他事項

- (1) 提出された「入札参加資格確認申請書」及び「資格確認資料」は、返却しない。
- (2) 資格確認資料を提出期限までに提出しない者並びに一般競争入札参加資格が無いと認められた者は、入札に参加する事が出来ない。
- (3) 入札参加者は、「石垣市指名競争入札契約心得」及び「石垣市新庁舎サーバー室構築業務委託仕様書」等を熟読し、これを遵守すること。
- (4) 本業務は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける業務である。

9 この公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続きに関すること

期 間 : 令和2年2月13日(木)～令和2年3月4日(水)
(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

午前9時～午後5時まで

問い合わせ先 : 石垣市 総務部 新庁舎建設室

電 話 0980-87-0023 (直通)

FAX 0980-87-9112

(2) 設計図書に関すること

提出期限 : 令和2年2月27日(木)

回答期限 : 令和2年3月2日(月)

回答方法 : 書面にて入札参加業者全者にFAX又はメールにより回答

問い合わせ先 : 石垣市 総務部 新庁舎建設室

電 話 0980-87-0023 (直通)

FAX 0980-87-9112